

様
様

当別町監査委員 米 口 稔

当別町監査委員 桐 井 信 征

当別町職員措置請求書の却下について（通知）

このことについて、平成 2 4 年 7 月 1 9 日付けで提出された、当別町職員措置請求書は、同日、受付し要件審査の結果、その一部について下記のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条に規定する要件を満たさないことから却下の決定をしたので通知します。

記

1 請求内容（原文のまま）

「懇親会費用」の支出

平成 2 2 年 7 月 2 4 日分の懇親会費用を政務調査費で支出

町議会議員の道外研修で「議会事務局員の随行」に町費から支出

平成 2 2 年町議会議員の道外研修の際、議会事務局員が随行し不必要な出張旅費を町負担したことは不適切

2 監査委員の判断

本件請求、をいずれも却下する。

3 理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条に定める住民監査請求制度は、普通地方公共団体の長や職員について違法若しくは不当な「公金支出」、「財産の取得、管理若しくは処分」、「契約の締結若しくは履行若しくは債務その他義務の負担」があると認めるとき、又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し監査を請求することができる制度である。また、請求期間については、法第 2 4 2 条第 2 項で当該行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

今回の請求の主旨は、平成 2 2 年度の当別町議会議員の政務調査費の支出について、不当な公金の支出であるというもの。この政務調査費の交付は平成 2 2 年 5 月 3 1 日から 6 月 2 5 日までの間に概算払いされ、債務が確定した段階で精算手続として行われる財務会計行為が終わった日は、最終的に収支報告書及び領収書等の証拠書類が議長に提出され、残余の額が町に返還された平成 2 3 年 4 月 1 8 日である。しかし、監査請求書の提出は平成 2 4 年 7 月 1 9 日である。

また、町議会議員の道外研修で「議会事務局員の随行」に不必要な出張旅費を町負担したことは不適切とする件だが、この旅費は、平成 2 2 年 7 月 2 0 日に概算払いされ、8 月 2 日に清算が終わっている。

今回の請求は、地方自治法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある」に該当するが、 、 のいずれも1年の請求期間を経過している。

次に、請求期間内に請求することが出来なかったことについて、法第242条第2項ただし書の規定による、「正当な理由がある」かについて検討した。「正当な理由がある」と認められるのは、「住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることが出来ない場合」や「当該行為が秘密裡になされたことにより客観的に知ることが困難であった場合」とされている。（昭和63年4月22日及び平成14年9月12日最高裁判決）

本請求の対象行為である 政務調査費の支出に関する資料は、前述した財務会計の精算行為が終了した平成23年4月18日以降、情報公開を行い入手すれば可能であり、1年以内に監査請求が可能であったものと思われる。また、 旅費の支出に関する資料は、清算行為が終わった平成22年8月2日以降に情報公開を行い入手すれば可能であり、1年以内に監査請求が可能であったものと思われる。従って、 、 のいずれも1年を経過して住民監査請求を行う正当な理由とは認められない。

なお、今回却下の決定をした監査請求については、平成23年8月31日に決算審査を了しており、 懇親会費用を政務調査費で支出した事実はなく、 議会事務局職員の随同行に、旅費を支出した件は何ら不適切なものではなく、適法に処理されたことを確認済みであることを、敢えて申し添える。